

掛川市条例第10号

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名（外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人である市民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p>

<p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、<u>氏又は名</u>（外国人である市民にあっては、通称又はカタカナ表記を含む。）の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名（外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名、氏（<u>氏に変更があった者</u>にあっては、<u>住民票に記録がされている旧氏を含む。</u>）<u>若しくは名</u>（外国人である市民にあっては、通称又は<u>氏名のカタカナ表記</u>を含む。）の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人である市民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。